

尾張都市計画道路 1・3・2号 名岐道路 環境影響評価準備書について の知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的な事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全への配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 詳細な工事計画等の作成に当たっては、事業実施数段階における周囲の環境の状況や本事業と類似する先行事例の状況の把握に努め、環境の保全に適切に配慮すること。
- (3) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 工事の実施に当たっては、低公害型の建設機械を積極的に採用するなど、環境保全への配慮事項を徹底し、建設機械の稼働に係る大気質、騒音及び振動の影響の低減に努めること。また、建設機械の稼働に係る騒音の環境保全措置については、事業実施数段階において住居等の立地状況を把握した上で、適切に実施すること。
- (2) 工事の実施に当たっては、できる限り効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化を図り、工事用車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めること。
- (3) 本事業の対象道路及び国道22号に設置する遮音壁については、当該路線の環境基準を達成するために、事業実施数段階における住居等の立地状況や本事業と類似する先行事例における騒音の状況を踏まえ、設置する区間及び種類等を適切に設計すること。また、環境保全措置の実施後、その減音効果が維持されるよう、必要に応じ適切な措置を講ずること。

3 水質

工事の実施に当たっては、裸地等から発生する濁水の流出防止のため、水の濁りの状況を確認した上で、必要に応じ適切な措置を講ずること。

4 日照阻害

遮音壁の材質を工夫するなど、事業実施段階において、できる限り日照阻害の低減に努めること。

5 動物

道路の存在による鳥類への影響の予測及び評価については、これまでに行った鳥類の飛翔高度に関する現地調査の結果を踏まえたものとすること。

6 景観

高架構造等の詳細設計に当たっては、できる限り周辺景観と調和したものとなるよう努めること。

7 廃棄物等

工事中に発生する廃棄物等について、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

8 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。